

毒物劇物販売業の手引き

はじめに	1
毒劇物販売業の登録の種類	2
登録	3
毒物劇物取扱責任者	3～4
譲渡・交付	5～8
運搬	9
表示等	10
貯蔵設備	11
陳列設備	11
運搬用具	11
取り扱い	12
廃棄	12
事故	12
毒物劇物危害防止規定について	13
震災対策	13
その他	14

高知市保健所
平成22年5月発行

はじめに

今日では、数万種類の毒物劇物が流通しているといわれています。毒物劇物には工業薬品や農薬、大学や研究機関で使用される試薬などさまざまな種類があり、科学技術の発達に伴い、その量、種類とも年々増加の一途をたどっています。これらは、私たちの暮らしの身近な場所で、その化学的特長をいかして有用に活用されています。しかし、毒物劇物は吸飲や接触によって中毒になるなどの危険性を併せ持っています。当然、取扱いには細心の注意が必要とされ、扱い方を誤るとその毒劇性によって住民の保健衛生上に極めて重大な危害を及ぼす事態を引き起こす可能性があります。

また、昨今の毒物劇物を用いた犯罪の多発は、住民に不安をつのらせ、社会に脅威を与えており、犯罪に悪用されるケースも警戒しなければなりません。毒物劇物犯罪で凶器として使用された多くの毒物劇物は販売業者から購入したり、あるいは盗んだりすることで入手され、犯行に使われています。

従って、毒物劇物を販売し又は取扱う際には、事故や盗難などによって自分が被害者や加害者にならないように、万全の危害防止措置を講じる必要があります。

毒物及び劇物取締法は、このような毒物劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締りを行うことを目的としております。毒物劇物販売業者は、毒物劇物に関する正しい知識を身につけ、保健衛生上の危害防止の観点から法律を理解し、毒物劇物を安全に管理していただくようお願いします。

以下この資料において、法令等は次のとおり省略して記載しています。

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）	：「法」
毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）	：「施行令」
毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）	：「施行規則」

毒劇物販売業の登録の種類

(法第4条の2, 法第4条の3)

(施行規則第4条の2, 施行規則第4条の3)

1 登録の種類

◎毒物又は劇物の販売業には、次のような種類があります。

登録の種類によっては、取扱うことのできる毒物・劇物の品目が制限されます。

店舗での登録の種類や、取扱える毒物・劇物を確認しておきましょう。

1 一般販売業	全ての毒物・劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列することができます。
2 農業用品目販売業	農業用品目として厚生労働省令で定められた毒物・劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列することができます。
3 特定品目販売業	特定品目として厚生労働省令で定められた毒物・劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列することができます。

2 注意点

◎毒物又は劇物を直接取扱わない伝票操作のみの販売業（オーダー販売業）の場合、毒物劇物取扱責任者及び毒物劇物貯蔵設備等の設置は不要ですが、毒物劇物販売業の登録を必要とし、譲渡手続きやSDS等の情報提供も必要です。

この場合、一時的であっても店舗に毒物・劇物（サンプルを含む）を貯蔵・陳列することや運搬することはできません。

項目	業の種類 毒物・劇物を 直接取扱う販売業	毒物・劇物を直接取扱わない 伝票操作のみの販売業 (オーダー販売業)
登録	必要	必要
販売・授与	可	可
譲渡手続き	必要	必要
SDS等の情報提供	必要	必要
貯蔵・陳列	可	一時的であっても不可
運搬	可	一時的であっても不可
毒物劇物取扱責任者の設置	必要	不要
貯蔵設備（保管庫）	必要	不要

登 録

1 無登録での販売・授与の禁止（法第3条第3項）

◎毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売・授与することも、販売・授与の目的で貯蔵、運搬、陳列することもできません。

2 注意点

◎毒物又は劇物を直接扱わない販売業である、伝票操作のみの販売（オーダー販売）であっても登録が必要です。

3 取扱い品目の制限（法第4条の3）

◎農業用品目販売業及び特定品目販売業の登録を受けたものは、それぞれ厚生労働省令で定めるものの以外の毒物劇物を販売・授与できません。

4 届出（法第10条第1項）

◎次の場合には、30日以内に届出をする必要があります。

- ・ 氏名又は住所（法人の場合はその名称又は主たる事務所の所在地）を変更したとき
- ・ 毒物又は劇物の貯蔵、運搬設備の重要部分を変更したとき
- ・ 店舗の名称を変更したとき（施行規則第10条の2）
- ・ 当該店舗の営業を廃止したとき

5 更新手続き（法第4条第3項、施行規則第4条第2項）

◎毒物又は劇物の販売業の登録は、6年ごとに更新しなければその効力を失います。引き続き販売する場合には、必ず有効期限終了日の1ヶ月前までに更新手続きをしてください。

毒物劇物取扱責任者

1 毒物劇物取扱責任者の設置（法第7条第1項）

◎毒物又は劇物を直接に扱う販売業においては、店舗ごとに専任の毒物劇物取扱責任者を置くことが必要です。毒物劇物取扱責任者は、毒物・劇物による保健衛生上の危害の防止に当たることが義務付けられています。

2 毒物劇物取扱責任者の資格（法第8条第1項）

◎次のいずれかに該当する者でなければ、毒物劇物取扱責任者となることが出来ません。

- ① 薬剤師
- ② 厚生労働省令で定める学校で応用化学に関する学課を修了した者
- ③ 都道府県知事が行う毒物劇物取扱責任者試験に合格した者

Ⓧ外部からの派遣労働者を毒物劇物取扱責任者として設置することはできません。

（H11.11.30健政発第1290号健医発第1634号医薬発第1331号厚生省健康政策局長厚生省保健医療局長厚生省医薬安全局長通知）

3 変更の際の手続き（法第7条第3項）

◎毒物劇物取扱責任者を変更した場合には、30日以内に「毒物劇物取扱責任者変更届」を提出してください。

4 在庫量等の管理について (S52. 3. 26薬発第313号厚生省薬務局長通知)

◎毒物劇物取扱責任者は、毒物・劇物の授受の管理、貯蔵、陳列等されている在庫量の定期的点検及び毒物・劇物の種類等に応じて販売量の把握を行ってください。

必要以上の量を保管しないように注意しましょう。

毒物・劇物管理簿（記載例）

劇物	品名 塩酸		規格 35%		単位 500ml	
	納入量 (購入量)	販売量	在庫量	払出者 (印)	責任者 (印)	備考
R5・12・4			2本		責	前項からの引継2本
R5・12・12	3本		5本		責	
R5・12・20		3本	2本	払		
R5・12・25			2本		責	在庫量OK

5 毒物劇物取扱責任者の基本的な業務事項 (S50. 7. 31薬発第668号厚生省薬務局長通知)

◎店舗の毒物劇物について、総括的に管理・監督すべき事項としては以下のとおりです。

- ①毒物劇物の授受の管理 (S52. 3. 26薬発第313号厚生省薬務局長通知)
- ②盗難、紛失等の防止に関する措置 (法第11条第1項)
- ③毒物劇物とその他の物との保管貯蔵における区分 (施行規則第4条の4)
- ④敷地外への飛散、流出等の防止措置 (法第11条第2項)
- ⑤運搬時の飛散、流出等に対する防止措置 (法第11条第3項 法第16条第1項)
- ⑥毒物及び指定劇物についての飲食物容器の使用禁止 (法第11条第4項)
- ⑦容器、被包の表示確認 (法第12条第1項及び第2項)
- ⑧政令で定める劇物(家庭用品)の容器等の基準の遵守状況の点検 (法第13条の2)
- ⑨貯蔵設備及び陳列場所の表示確認 (法第12条第3項)
- ⑩毒物劇物について必要な着色が施されていることの確認 (法第3条の2第9項 法第13条)
- ⑪廃棄に関する技術上の基準の適合状況点検 (法第15条の2)
- ⑫事故時の措置等
 - ・ 応急措置に必要な設備器材等の配備、点検、管理
 - ・ 事故処理体制の整備、調整
 - ・ 事故時の保健所等への届出、事故拡大防止の応急措置
 - ・ 事故の原因調査及び再発防止のための措置
- ⑬従業員の教育及び訓練
 - ・ 毒物劇物の取扱いについて
 - ・ 事故時の応急措置方法等について
- ⑭業務日誌の作成
- ⑮その他保健衛生上の危害防止に関すること。

譲渡・交付

1 注意点

- ◎伝票操作のみの販売（オーダー販売）の場合であっても譲渡手続きは必要です。
- ◎家庭用劇物以外の毒物や劇物については、一般消費者への販売を自粛し、代替品の購入を勧めてください。（H21.12.2 薬食総発1202第4号 薬食審査発1202第32号 薬食監麻発1202第8号 厚生労働省医薬食品局総務課長 厚生労働省医薬食品局審査管理課長 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知）

2-1 毒物劇物営業者同士で販売・譲渡する場合（法第14条第1項及び第4項）

- ◎毒物劇物販売業者は、毒物又は劇物を他の毒物劇物営業者（製造業者，輸入業者，販売業者）に販売し，又は授与したときは，その都度，下記①～③の事項を書面（譲渡書）に記して，5年間保存しなければなりません。

- | |
|----------------------------------------------|
| ①毒物又は劇物の名称及び数量 |
| ②販売又は授与の年月日 |
| ③譲受人の氏名，職業及び住所
(法人にあっては，その名称及び主たる事務所の所在地) |

- Ⓣ相手方の登録票記載内容を確認する等，必ず登録の有無を確認しましょう。

2-2 毒物劇物営業者以外への譲渡する場合（法第14条第2項及び第4項，施行規則第12条の2） （農家の方や学校など最終消費者に販売する場合）

- ◎毒物劇物販売業者は，譲受人から下記①～③の事項を記載し，押印した書面（譲受書）の提供を受けなければ，毒物又は劇物を毒物劇物営業者以外の者に販売し，又は授与してはいけません。また，当該書面（譲受書）は5年間保存しなければなりません。

なお，販売・授与にあたっては，身分証明書等により譲受人の身元について十分確認を行った上で，毒劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかについても十分確認を行ってください。

- | |
|----------------------------------------------|
| ①毒物又は劇物の名称及び数量 |
| ②販売又は授与の年月日 |
| ③譲受人の氏名，職業及び住所
(法人にあっては，その名称及び主たる事務所の所在地) |

- Ⓣ販売する相手方の押印が必要です。

譲受書（記載例）				
販売日 令和6年 1 月 5 日				
毒物及び劇物譲受書				
○ 毒物又は劇物の種類	品名		容量	数量
		劇物	〇〇商品名〇〇	1 Kg
	以下余白			
○ 譲受人 (法人にあっては，その名称及び主たる事務所の所在地)	氏名	〇〇 太郎 印		
	職業	農業		
	住所	高知市丸の内〇〇—〇〇		
備考				

3 交付の制限 (法第15条第1項)

◎次に掲げる人には販売又は授与をしてはいけません。

- ・18歳未満の者
- ・心身の障害により、毒物劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定める者
- ・麻薬・大麻・あへん・覚せい剤の中毒者

相手方の言動に不審がある場合や使用目的があいまいな場合には販売を止め、速やかに警察に連絡してください。

4 興奮、幻覚、麻酔の作用を有する物の摂取等の規制

◎シンナー等の有機溶剤を販売、授与する場合は、相手の年齢、挙動等に細心の注意を払い、不正に乱用されることがないように注意が必要です。

みだりに摂取し、若しくは吸入し、又はこれらの目的で所持することを知りながら、次の物を販売し、又は授与することは禁じられています。違反した者は、2年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされています。(法第24条の2第1項)

興奮、幻覚、麻酔の作用を有する物として政令で定めるもの (施行令第32条の2)

↓
トルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料

興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物又は劇物（これらを含む。）であって政令で定めるものは、みだりに摂取し、若しくは吸入し、又はこれらの目的で所持してはなりません。(法第3条の3)

5 爆発性等のある毒物劇物の交付制限 (法第3条の4, 法第15条第2項, 施行規則第12条の2の6)
 (H10. 7. 28医薬発第693号 厚生省医薬安全局長通知)
 (H11. 1. 13医薬発第34号 厚生省医薬安全局長通知)

◎引火性, 発火性又は爆発性のある毒物劇物については, 相手の氏名及び住所を確認した後でなければ交付してはなりません。(㊦)

●確認する事項

- ・相手の氏名
- ・ " 住所
- ・これらの毒物劇物を必要とする正当な理由(使用目的)
- ・使用量が適切なものであるか

●氏名及び住所の確認方法

身分証明書, 運転免許証, 国民健康保険被保険者証等の提示を受けて行うこと。

●相手方の言動に不審がある場合や使用目的があいまいな場合

販売を止め, 速やかに警察に連絡してください。

参 考 : 交付前に氏名, 住所, 使用目的等の確認が必要な毒物又は劇物

発火性又は爆発性のある劇物 ・亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤 (亜塩素酸ナトリウム30%以上を含有するものに限る) ・塩素酸塩類及びこれを含有する製剤 (塩素酸塩類35%以上を含有するものに限る) ・ナトリウム ・ピクリン酸	法第3条の4, 令第32条の3
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------

6 発火性又は爆発性のある劇物の交付記録 (法第15条第3項, 規則第12条の3, 法第15条第4項)

◎毒物劇物販売業者は, 「発火性又は爆発性のある劇物」を交付する場合は, 帳簿(確認簿)を備え, 次の事項を確認簿に記載しなければなりません。(㊦)

●記録する事項

- | |
|------------------------------------------|
| ・交付した劇物の名称
・交付の年月日
・交付を受けた者の氏名及び住所 |
|------------------------------------------|

●帳簿(確認簿)の保存期間

最終記載の日から5年間保存すること。

確認簿(記載例)

成分名	塩素酸ナトリウム				
商品名	〇〇〇〇〇〇 (500g)				
販売年月日	販売先氏名	住所	備考 量	使用目的	確認方法等
R6・1・9	〇〇 太郎	〇〇市丸の内〇-〇-〇	1本	除草	運転免許証確認

7 情報の提供 (施行令第40条の9)

◎毒物又は劇物を販売し又は授与する場合は、販売・授与する時まで、譲受人に対して当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければなりません。

SDS（安全データシート）を利用して情報を提供する場合は、販売業者の氏名及び住所も記載する必要があります。

また、SDSは化学物質の取扱い上の注意、火災や漏出時の対処方法等が記載されており事故対応に必須であるため、すぐに参照できるように店舗でも収集・整理しておいてください。

●提供方法 (規則第13条の11)

次のいずれかの方法により、日本語で行わなければなりません。

- ①文書の交付
- ②電磁的記録媒体の交付
- ③電子メールの送信
- ④SDS等が記載されたホームページアドレス（二次元コード等を含む。）及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達

●提供しなければならない情報の内容 (規則第13条の12)

- | | |
|---------------------------------------|----------------|
| ①授与者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地） | |
| ②毒物又は劇物の別 | ③名称並びに成分及びその含量 |
| ④応急措置 | ⑤火災時の措置 |
| ⑥漏出時の措置 | ⑦取扱い及び保管上の注意 |
| ⑧暴露の防止及び保護のための措置 | ⑨物理的及び化学的性質 |
| ⑩安定性及び反応性 | ⑪毒性に関する情報 |
| ⑫廃棄上の注意 | ⑬輸送上の注意 |

運 搬

1 運搬の際の飛散、流失等防止措置（法第11条第3項）

◎店舗等の外において毒物・劇物その他政令で定めるものを運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければなりません。

2 容器又は被包の使用（法第16条第1項、施行令第40条の3第3項）

◎毒物（四アルキル鉛製剤を除く）又は劇物を車両又は鉄道によって運搬する場合には、次の基準に適合しなければならない。

- ①容器又は被包に収納されていること。
- ②蓋をし、弁を閉じる等の方法により、容器又は被包が密閉されていること。
- ③1回に1,000kg以上運搬する場合は、容器又は被包の外部に、その収納した毒物又は劇物の名称及び成分の表示がなされていること。

3 積載の態様（法第16条第1項、施行令第40条の4第4項）

◎毒物（四アルキル鉛製剤並びに弗化水素及びこれを含有する製剤【弗化水素70%以上を含有するものに限る】を除く）又は劇物を車両又は鉄道によって運搬する場合には、その積載の態様は、次の基準に適合するものでなければならない。

- ①容器又は被包が落下し、転倒し、又は破損することのないように積載されていること。
- ②積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、容器又は被包が当該積載装置の長さ又は幅をこえないように積載されていること。

4 荷送人の通知義務（法第16条第1項、施行令第40条の6、施行規則第13条の7）

◎毒物又は劇物の1回の運送量が1,000kgをこえ、他に委託して車両又は鉄道で運搬する場合は、荷送人は運送人に対し、あらかじめ次の内容を記載した書面を交付しなければならない。

交付書面の記載内容

- ①当該毒物劇物の名称、成分、その含量、数量
- ②事故の際に講じなければならない応急措置の内容

*ここでの「書面」については、いわゆるイエロー・カードに成分、含量、数量等所要の事項を加えることで足りるものとして差し支えない（H8.5.13薬安第55号厚生省薬務局安全課長通知）

5 政令別表第2に掲げる毒物又は劇物の1回の運搬量が5,000kg以上のときの運搬方法

（法第16条第1項、施行令第40条の5第2項）

◎政令別表第2に掲げる毒物又は劇物を車両を使用して1回につき5,000kg以上運搬する場合には、その運搬方法は、次の基準に適合するものでなければならない。

- ①厚生労働省令で定める時間を超えて運送する場合は、交替運転手を同乗させること。
厚生労働省令→施行規則第13条の4（交替して運転する者の同乗）
- ②車両に厚生労働省令で定める標識を掲げること。
厚生労働省令→施行規則第13条の5（毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識）
- ③車両には、防毒マスク、ゴム手袋その他事故の際に応急の措置を講ずるために必要な保護具で厚生労働省令で定めるものを2人以上備えること。
厚生労働省令→施行規則第13条の6（毒物又は劇物を運搬する車両に備える保護具）→別表第5
- ④車両には、運搬する毒物又は劇物の名称、成分及びその含量並びに事故の際に講じなければならない応急措置の内容を記載した書面を備えること。

*ここでの「書面」については、いわゆるイエロー・カードに成分、含量、数量等所要の事項を加えることで足りるものとして差し支えない（H8.5.13薬安第55号厚生省薬務局安全課長通知）

6 政令で運搬基準が細かく定められている毒物

(法第16条第1項, 施行令第40条の2, 3, 4, 5, 7)

◎以下の毒物は、容器、被包、積載態様及び運搬方法等が政令で細かく規定されており、それらを遵守する必要があります。

- ①四アルキル鉛を含有する製剤
- ②無機シアン化合物たる毒物
- ③弗化水素又はこれを含有する製剤（70%以上を含有するものに限る）

7 その他運搬に際しての注意 (法第11条第1項, 第3項)

- ・トラック等での運搬の際には、容易に持ち去られないよう厳重に管理する必要があります。
- ・落下等による紛失、飛散、漏洩、流出の予防措置を講じなければなりません。
- ・運搬経路等も併せて確認するようお願いします。

表示等 (法第12条)

◎毒物又は劇物の容器及び被包に、定められた表示が無いものを販売・授与してはいけません。

該当するものの容器及び被包には、下図の表示がされていなければなりません。

毒物 →

医薬用外 毒物

 赤地に白色をもって「毒物」の文字

劇物 →

医薬用外 劇物

 白地に赤色をもって「劇物」の文字

その他、容器や包装には次の表示が必要です。

- ① 毒物又は劇物の名称
- ② 毒物又は劇物の成分及びその含量
- ③ 毒物劇物の製造業者又は輸入業者の氏名及び住所
(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

※④ 有機リン化合物及びこれを含有する製剤 (施行規則第11条の5)

◎ 塩化水素又は硫酸を含有する住宅用の液体洗浄剤 (施行規則第11条の6第1項第2号)

① DDVPを含有する衣料用防虫剤 (施行規則第11条の6第1項第3号)

◎ 毒物劇物販売業者が毒物劇物の容器又は直接の被包を開いて、販売・授与する場合 (施行規則第11条の6第1項第4号)

これら④～◎に該当する場合には上記①～③に追加して表示しなければならない事項があります。

貯蔵設備 (法第5条, 施行規則第4条の4第1項第2号)

◎毒物又は劇物の貯蔵設備は、次の条件を満たすことが必要です。

- 1 毒物又は劇物は、その他の物と区分して貯蔵できるものであること。
- 2 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。
- 3 貯水池その他容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。
- 4 毒物又は劇物を貯蔵する場所には、「かぎ」をかける設備があること。
- 5 貯蔵場所が性質上「かぎ」をかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な「さく」が設けてあること。
- 6 貯蔵する毒物又は劇物の種類により「医薬用外毒物」もしくは「医薬用外劇物」の文字を表示すること。(法第12条第3項)
- 7 毒物劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒物劇物専用のものであり、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。
(S52. 3. 26薬発第313号厚生省薬務局長通知)
- 8 貯蔵、陳列等する場所については盗難防止のための敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。(S52. 3. 26薬発第313号厚生省薬務局長通知)

陳列設備

◎毒物又は劇物の陳列設備は、次の条件を満たすことが必要です。

- 1 陳列する場所に「かぎ」をかける設備があること。
(法第5条, 施行規則第4条の4第1項第3号)
- 2 陳列する毒物又は劇物の種類により「医薬用外毒物」もしくは「医薬用外劇物」の文字を表示すること。(法第12条第3項)
- 3 毒物劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒物劇物専用のものであり、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。
(法第11条第1項, S52. 3. 26薬発第313号厚生省薬務局長通知)
- 4 貯蔵、陳列等する場所については盗難防止のための敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。
(法第11条第1項, S52. 3. 26薬発第313号厚生省薬務局長通知)

運搬用具 (法第5条, 施行規則第4条の4第1項第4号)

◎毒物又は劇物の運搬用具は、次の条件を満たすことが必要です。

- 1 運搬用具は毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。

取り扱い

1 盗難、紛失防止措置 (法第11条第1項, S52.3.26薬発第313号厚生省薬務課局長通知)

◎毒物劇物営業者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することがないように必要な措置を講じなければなりません。

毒物・劇物の陳列場所や保管庫は、その他の物を貯蔵、陳列する場所と明確に区分された毒物・劇物専用の堅固なものとし、施錠し、かぎの管理を徹底しましょう。

2 施設外への飛散、流失等防止措置 (法第11条第2項, 施行令第38条)

◎毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であって政令で定めるものが店舗等の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又は施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければなりません。

例①：毒物劇物がまわりに流れ出ないように、周囲に防液堤を設ける。

例②：毒物劇物が地下にしみ込まないように、床面はコンクリート等不浸透性とする。

3 飲食物容器の使用禁止 (法第11条第4項, 施行規則第11条の4)

◎すべての毒物又は劇物は、誤飲防止のため、その入れ物として、飲食物用の容器を使用してはいけません。

廃棄

(法第15条の2, 施行令第40条)

◎毒物若しくは劇物又は法第11条第2項に規定する政令で定める物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはいけません。

保健衛生上の危害防止及び環境汚染防止の観点から、事業所で処理できないものは、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託してください。

事故

1 飛散・流失等の事故時の措置 (法第17条第1項, 施行令第38条)

◎毒物若しくは劇物又は法第11条第2項に規定する政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければなりません。

普段から、各関係機関の連絡先等を調べておくとともに、火災や漏出時の対処方法等が記載されているSDS等をすぐに参照できるように収集・整理しておき、必要な機材等も用意しておきましょう。

措置の例

- ①周囲にロープを張るなどして人の立ち入りを禁止する。
- ②風下の下に知らせ退避させる。
- ③漏洩箇所に中和剤等を散布する。
- ④漏洩した液を土砂等でその流れを止め、河川などに流出しないように措置する。

2 盗難・紛失の際の措置 (法第17条第2項, S52.3.26薬発第313号厚生省薬務課局長通知)

◎毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければなりません。普段から毒物劇物の授受の管理、在庫量の定期点検、毒物劇物の種類に応じて販売量の把握等をしておきましょう。

毒物劇物危害防止規定について

(S50. 11. 6薬安第80号薬監第134号厚生省薬務局安全課長厚生省薬務局監視指導課長通知)

◎毒物劇物の危害は、事業所によって取扱う種類や量・取扱方法の態様、作業手順、異常事態の内容など様々な点で異なります。各事業所がその実情に応じた具体的な内容の「毒物劇物危害防止規定」を文書で作成し、責任体制を明確にするとともに、職員に周知させて毒物・劇物による保健衛生上の危害を防止しましょう。

「毒物劇物危害防止規定」に記載されるべき基本的な事項

- 1 毒劇物の貯蔵又は取扱い作業を行う者、その設備等の保守・点検を行う者、事故時における関係機関への通報及び応急措置を行う者の職務及び組織に関する事項
- 2 毒劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法に関する事項
- 3 毒劇物の貯蔵及び取扱いに係る設備の点検方法に関する事項
- 4 毒劇物の貯蔵及び取扱いに係る設備等の整備又は補修に関する事項
- 5 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項
- 6 毒劇物の貯蔵及び取扱いの作業を行う者及びその設備の保守を行う者、事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する事項
- 7 その他、保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項

震災対策

◎大地震が発生した場合、毒物・劇物の飛散、漏れ、混合による発火等で二次的災害が発生する恐れがあります。毒物劇物による被害を最小限にするための措置をお願いします。

震災による被害拡大防止のための措置の例

- ・ 毒物劇物容器の転倒落下防止措置
- ・ 毒物劇物保管庫の転倒防止措置(例：保管庫は転倒しないように壁や床に固定する。)
- ・ 毒物劇物の流出防止措置
(例：毒物劇物が落下して容器が破損しても、周囲に流れ出ないように防液堤を設ける。)
- ・ 混合接触発火性物品の近接貯蔵防止措置(例：薬品の保管配置場所の工夫)
- ・ 毒物劇物収納場所の整理整頓
- ・ 初期消火器材の整備
- ・ 毒物劇物在庫量の制限・管理(在庫は必要最小限になるよう管理する)
- ・ SDS等の収集・整理
(例：禁水、火災時に毒ガスを発生するなど、消火活動に重大な支障を生ずる恐れのある物質の把握)

その他

- 毒物劇物に該当するかどうか検索したい時
⇒<https://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/dokugeki.html>
国立医薬品食品衛生研究所 安全性予測評価部
- 化学物質の総合的なリスク評価・管理に関するさまざまな情報を検索したい時
⇒https://www.nite.go.jp/chem/chr ip/chr ip_search/systemTop
独立行政法人製品評価技術基盤機構 NITE 化学物質総合情報提供システム(NITE-CHRIP)
- 化学物質の健康や安全に関する重要な情報を検索したい時
⇒<https://www.nihs.go.jp/ICSC/>
国立医薬品食品衛生研究所 国際化学物質安全性カード (ICSC)
- 化学物質 (タバコ, 家庭用品など), 医薬品, 動植物の毒などによって起こる急性中毒について, **実際に事故が発生している場合に**受診の必要性や応急手当がわからない時
⇒<https://www.j-poison-ic.jp>
公益財団法人 日本中毒情報センター
 - 大阪中毒110番 (365日 24時間対応) 072-727-2499 (情報提供料: 無料)
 - つくば中毒110番 (365日 24時間対応) 029-852-9999 (情報提供料: 無料)